



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 4月23日金曜日 第1552号

## ◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（伊方町）.....	455
字の区域の変更（ " ）.....	455
新たに生じた土地の確認（伊方町）.....	455
字の区域の変更（ " ）.....	456
新たに生じた土地の確認（宇和島市）.....	456
字の区域の変更（ " ）.....	456
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	456
一部事務組合の規約の変更許可.....	456
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	456
一部事務組合の規約の変更許可.....	456
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	456
一部事務組合の規約の変更許可.....	457
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	457
一部事務組合の規約の変更許可.....	457
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	457
一部事務組合の規約の変更許可.....	457
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	457
一部事務組合の規約の変更許可.....	457
四国中央市、西予市及び西宇和郡の人口.....	458
特約業者の指定の取消し.....	458
愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	458
救急病院の協力申出（ 2件 ）.....	458
町営土地改良事業の施行の同意（ 3件 ）.....	458
市営土地改良事業の施行の同意（ 3件 ）.....	459
町営土地改良事業の施行の同意（ 7件 ）.....	459
肥料登録有効期間の更新.....	459
肥料の登録の失効.....	459
同意の成立（特定養殖共済）.....	460
道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	460
道路の供用開始（ " ）.....	460
道路の供用開始（県道宇和明浜線）.....	461
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	461
道路の供用開始（ " ）.....	461
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	461
道路の供用開始（ " ）.....	462
都市計画の変更（一部変更）.....	462
開発行為に関する工事の完了.....	462
道路の位置の指定.....	462

## 公 告

農業振興地域の指定の一部改正..... 462

### 公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則..... 463

### 公安委員会告示

少年指導委員の委嘱..... 463

### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができな

い団体.....	464
開票区の設置.....	464

## 雑 報

公示送達.....	465
-----------	-----

## 任 免 辞 令

定年退職.....	465
尾崎 亨外.....	466
公営企業任免辞令定年退職.....	470
公営企業任免辞令（ 2件 ）.....	470

## 告 示

### ○愛媛県告示第 905 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、伊方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は伊方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
伊方町二見字田ノ浦甲2874の2、甲3060及び甲3080から甲3083までの地先	591.00

### ○愛媛県告示第 906 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
二見 字 田ノ 浦	伊方町二見字田ノ浦甲2874の2、甲3060及び甲3080から甲3083までの地先公有水面埋立地	591.00

### ○愛媛県告示第 907 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、伊方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は伊方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
伊方町二見字鳥津乙969の5、乙1152及び乙1153の5並びに字小鳥津乙1154の3及び乙1156の1から乙1156の3までの地先	5,095.55

○愛媛県告示第908号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
二見字小鳥津	伊方町二見字鳥津乙969の5、乙1152及び乙1153の5並びに字小鳥津乙1154の3及び乙1156の1から乙1156の3までの地先公有水面埋立地	5,095.55

○愛媛県告示第909号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市坂下津字戒山206の32及び206の33の地先	683.65

○愛媛県告示第910号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
坂下津	宇和島市坂下津字戒山206の32及び206の33の地先公有水面埋立地	683.65

○愛媛県告示第911号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
西予市の加入
- 2 増減年月日

- 平成16年4月1日
- 3 増減許可年月日  
平成16年4月1日

○愛媛県告示第912号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合の規約の変更を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項  
市町村合併に伴い、平成16年3月31日をもって、新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町及び城川町が組合から脱退し、平成16年4月1日から西予市が組合に加入する。
- 2 規約変更年月日  
平成16年4月1日
- 3 規約変更許可年月日  
平成16年4月1日

○愛媛県告示第913号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
四国中央市及び西予市の加入
- 2 増減年月日  
平成16年4月1日
- 3 増減許可年月日  
平成16年4月1日

○愛媛県告示第914号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の規約の変更を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項  
市町村合併に伴い、平成16年3月31日をもって、川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町、城川町、宇摩地区広域市町村圏組合及び東宇和事務組合が組合から脱退し、平成16年4月1日から四国中央市及び西予市が組合に加入する。
- 2 規約変更年月日  
平成16年4月1日
- 3 規約変更許可年月日  
平成16年4月1日

○愛媛県告示第915号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の

規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
四国中央市及び西予市の加入
- 2 増減年月日  
平成16年4月1日
- 3 増減許可年月日  
平成16年4月1日

#### ○愛媛県告示第916号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合の規約の変更を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項  
市町村合併に伴い、平成16年3月31日をもって、川之江市、新宮村、土居町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町明浜町衛生事務組合、東宇和事務組合及び東宇和衛生事務組合が組合から脱退し、平成16年4月1日から四国中央市及び西予市が組合に加入する。
- 2 規約変更年月日  
平成16年4月1日
- 3 規約変更許可年月日  
平成16年4月1日

#### ○愛媛県告示第917号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
西予市の加入
- 2 増減年月日  
平成16年4月1日
- 3 増減許可年月日  
平成16年4月1日

#### ○愛媛県告示第918号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の規約の変更を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項  
組合を構成する16市町村のうち三瓶町、明浜町、宇和町、野村町及び城川町が平成16年4月1日に合併し西予市となることから、平成16年3月31日をもって三瓶町、明浜町、宇和町、野村町及び城川町が組合から脱退し、平成16年

4月1日から西予市が組合に加入する。

- 2 規約変更年月日  
平成16年4月1日
- 3 規約変更許可年月日  
平成16年4月1日

#### ○愛媛県告示第919号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
西予市の加入
- 2 増減年月日  
平成16年4月1日
- 3 増減許可年月日  
平成16年4月1日

#### ○愛媛県告示第920号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜地区施設事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項  
組合を構成する八幡浜市、保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町及び三瓶町のうち、三瓶町が平成16年4月1日に明浜町、宇和町、野村町及び城川町と合併し西予市となることから、平成16年3月31日をもって、三瓶町が組合から脱退し、平成16年4月1日から西予市が組合に加入する。
- 2 規約変更年月日  
平成16年4月1日
- 3 規約変更許可年月日  
平成16年4月1日

#### ○愛媛県告示第921号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり南予水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 増減内容  
西予市の加入
- 2 増減年月日  
平成16年4月1日
- 3 増減許可年月日  
平成16年4月1日

#### ○愛媛県告示第922号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり南予水道企業団の規約の変更を許可

した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する10市町村のうち三瓶町及び明浜町が、平成16年4月1日に宇和町、野村町及び城川町と合併し西予市となることから、平成16年3月31日をもって三瓶町及び明浜町が組合から脱退し、平成16年4月1日から西予市が組合に加入する。

2 規約変更年月日

平成16年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成16年4月1日

○愛媛県告示第923号

川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村及び同郡土居町を廃し、その区域をもって四国中央市を設置し、東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町及び西宇和郡三瓶町

を廃し、その区域をもって西予市を設置した後の四国中央市、西予市及び西宇和郡の人口は、次のとおりである。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

四国中央市 94,326人

西予市 47,217人

西宇和郡 24,457人

○愛媛県告示第924号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
愛媛石油株式会社 代表取締役 加藤信一	新居浜市徳常町8番地35号	平成16年4月14日

○愛媛県告示第925号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成16年4月14日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
20	愛媛県猟友会 北条支部 檜垣俊文	1 売りさばき人住所 北条市八反地甲360番地 2 売りさばき所 北条市八反地甲360番地	1 売りさばき人住所 北条市中西内350番地3 2 売りさばき所 北条市中西内350番地3

○愛媛県告示第926号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	松山市山西町880番地2号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成19年4月30日まで

○愛媛県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・荒神池地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、吉海町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・奥地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第927号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	大洲市	平成19年4月24日まで

○愛媛県告示第930号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伯方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・弓場地区）の施行に平成16

年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・下権現駄場地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・柱谷地区）の施行に平成16年4月12日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・向田地区）の施行に平成16年4月12日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横田地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・寺藪地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・石神地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第937号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・永野市地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第938号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東仲地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第939号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・畔屋地区）の施行に平成16年4月12日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第940号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、城辺町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居地区）の施行に平成16年4月8日同意した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第941号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期限を更新した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年5月3日	愛媛県第935号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰松号	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第942号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成16年3月31日	愛媛県第1174号	肉骨粉	ボン6.0肉骨粉	窒素全量6.0 りん酸全量10.0	愛媛県農業協同組合連合会 愛媛県松山市南堀端町2番地3
平成16年3月31日	愛媛県第1193号	液状複合肥料	ほう素マンガン入り尿素複合肥液肥ボン2号(鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加)	窒素全量10.0 水溶性りん酸3.0 水溶性加里4.0 水溶性苦土3.0 水溶性マンガン1.00 水溶性ほう素0.50	愛媛県農業協同組合連合会 愛媛県松山市南堀端町2番地3
平成16年3月31日	愛媛県第1187号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合肥液肥ボン3号(鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加)	窒素全量2.0 水溶性りん酸6.0 水溶性加里4.0 水溶性苦土2.0 水溶性マンガン1.00 水溶性ほう素1.00	愛媛県農業協同組合連合会 愛媛県松山市南堀端町2番地3
平成16年3月31日	愛媛県第1188号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合肥液肥ボン3号(鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加)	水溶性りん酸6.0 水溶性加里4.0 水溶性苦土2.0 水溶性マンガン	愛媛県農業協同組合連合会 愛媛県松山市南堀端町2番地3

平成16年3月31日	愛媛県第1201号	液状複合肥料	ほう素マンガン苦土入り尿素複合肥液肥ボン7号(鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加)	窒素全量1.0 水溶性りん酸6.0 水溶性加里4.0 水溶性苦土2.0 水溶性マンガン1.00 水溶性ほう素1.00	愛媛県農業協同組合連合会 愛媛県松山市南堀端町2番地3
平成16年3月31日	愛媛県第1250号	液状窒素肥料	ボン尿素液肥	窒素全量20.0	愛媛県農業協同組合連合会 愛媛県松山市南堀端町2番地3

○愛媛県告示第943号

次の加入区の特定制養漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

真珠母貝養殖業

加入区
三浦加入区
遊子加入区
蔣淵加入区
下波加入区
日振島加入区

○愛媛県告示第944号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	野佐来八幡浜線	大洲市稻積2番2から 同市稻積180番3まで	旧	メートル 4.0~11.0	キロメートル 0.117	
			新	10.0~18.0	0.117	

○愛媛県告示第945号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市稲積2番2から 同市稲積180番3まで	平成16年4月23日

## ○愛媛県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市宇和町伊賀上1518番から 同町伊賀上3369番4まで	平成16年4月23日
"	"	西予市宇和町伊賀上3267番地先から 同町伊賀上30番3まで	"
"	"	西予市宇和町伊賀上45番4から 同町伊賀上1252番まで	"

## ○愛媛県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川2995番地先から 同町下川2992番地先まで	旧	メートル 7.8~17.0	キロメートル 0.157	
			新	7.8~17.0 8.0~26.9	0.157 0.100	

## ○愛媛県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川2995番地先から 同町下川2992番地先まで	平成16年4月23日

## ○愛媛県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字則2121番2 から 同大字2124番2 まで	旧	メートル 9.8~25.0	キロメートル 0.139	
			新	13.0~51.0	0.139	

○愛媛県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字則2121番2 から 同大字2124番2 まで	平成16年4月23日

○愛媛県告示第951号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画区域の区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。

松山市 東垣生町の一部

(2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化区域から除外する。

なし

○愛媛県告示第952号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16西局丹土（開）第1号 平成16年4月8日	東予市北条1450番4	東予市三芳1737番地の8 伊藤 彰 啓

○愛媛県告示第953号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

西宇和郡保内町川之石1番耕地56番23及び68番13

2 申請人の住所氏名

西宇和郡保内町喜木1番耕地73番地

ヤマキハウス株式会社

代表取締役 菊池 完二

3 図面省略

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（松山市）（昭和48年3月27日付け公告）の一部を次のように改正する。

平成16年4月23日

愛媛県知事 加戸守行

2を次のように改める。

2 区域

松山市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、松山広域都市計画公園7・5・4（湧ヶ淵公園）及び松山広域都市計画公園9・6・1（愛媛県営総合運動公園）、松山空港、港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾隣接地域、市営住宅三光団地並びに国有林及び農用地等として利用できない



森林)を除いた区域  
( 図面省略 )  
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局に備  
置いて縦覧に供する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則  
の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月23日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成  
愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する  
規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則  
(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第1の(12)の表中央交番の項所管区の欄中「若宮」の下  
に「、東若宮」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、次のとおり少年  
指導委員を委嘱した。

平成16年4月23日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

少年指導委員の氏名	住 所	活 動 区 域
重 見 紘 一	新居浜市新須賀町四丁目14番4号	新居浜市のうち港町、若水町一・二丁目、徳常町、繁本町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町一・二丁目、北新町、西原町一・二丁目、新須賀町一~三丁目及び田所町の区域
山 口 昇	新居浜市泉宮町9番25号	
近 藤 和 夫	新居浜市泉宮町6番10号	
和 泉 徹	新居浜市政枝町一丁目3番43号	
村 井 實 雄	今治市近見町二丁目6番41号	今治市のうち常盤町一~四丁目、恵美須町一・二丁目、通町一・二丁目、黄金町一~三丁目、末広町一~三丁目、松本町一~三丁目、旭町一~三丁目、片原町一~三丁目、中浜町一~三丁目、風早町一~三丁目、本町一~三丁目、米屋町一~三丁目、室屋町一~三丁目、栄町一~三丁目、共栄町一~三丁目、大正町一・二丁目、別宮町一丁目、南大門町一丁目及び北宝来町一丁目の区域
丸 山 幹 夫	今治市南鳥生町四丁目2番4号	
河 上 哲 夫	今治市室屋町四丁目1番地5	
渡 部 穎 藏	松山市北立花町7番地7	松山市のうち大街道一・二丁目、一番町一~四丁目、二番町一~四丁目、三番町一~六丁目、千舟町一~六丁目、湊町一~六丁目、柳井町一~三丁目、河原町、北立花町、永木町二丁目、永代町、南堀端町、勝山町一丁目及び花園町の区域
西 尾 美 智 子	松山市永木町一丁目2番地19	
横 田 善 子	松山市東一万町7番地	
井 上 章	松山市道後一万7番9号	
山 崎 八 重	松山市湊町二丁目5番地20	
小 池 功	松山市湊町三丁目1番地15	松山市のうち道後町一・二丁目、道後喜多町、道後湯之町、道後緑台、道後多幸町、道後湯月町、道後鷺谷町、道後姫塚、上市一・二丁目、岩崎町一・二丁目、南町一丁目及び道後公園の区域
片 桐 信 志	松山市岩崎町二丁目12番4号	
宮 岡 郁 美	松山市道後緑台6番31号	
束 村 三 枝 子	松山市岩崎町一丁目2番10号	宇和島市のうち本町追手一・二丁目、中央町一・二丁目、新町一・二丁目、恵美須町一・二丁目、錦町、栄町港一~三丁目及び丸之内一~五丁目の区域
内 升 徹	宇和島市恵美須町二丁目5番12号	
竹 内 正	宇和島市愛宕町一丁目1番18号	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第17条第 2 項の規定により、平成16年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月23日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
相原俊雄後援会	近藤清光	坂本重福	温泉郡川内町南方1443 - 8
石川ひであき後援会	宮崎昇	田辺幹彦	四国中央市村松町618 - 6
石津ちよこ後援会	高橋延明	薦田秀章	四国中央市川之江町2092 - 5
江戸克仁後援会	江戸克仁	江戸克仁	温泉郡川内町北方西中村2759
大窪美代子後援会	清家慶子	大窪玲子	宇和島市本町追手2丁目1 - 2
岡田光政後援会	近藤省三	岡田政規	新居浜市宇高町2 - 8 - 44
賀田康臣後援会	秦泉寺治義	森井広隆	四国中央市金田町半田甲159 - 10
菅野隆房後援会	八木石松	渡部富男	温泉郡川内町大字井内833
菊池たかゆき後援会	菊池平以	岩佐勝	八幡浜市大字向灘字海岸通り3088番地の1
塩田陽二後援会	新田敏晴	塩田千波	四国中央市三島金子2 - 9 - 46
高橋正徳後援会	森久一	西原鶴美	西条市下島山甲2453
太宰仁三後援会	上甲一男	毛利良一	北宇和郡三間町大字宮野下617
成松忠則後援会	岡崎隆一	畦田順子	松山市大街道3丁目5 - 7
昇俊一後援会	昇周作	昇周作	四国中央市川之江町2529 - 203
藤岡周二後援会	富士真二	稲田希一	大洲市新谷甲979番地1
藤本一利後援会	藤本二郎	村上英司	越智郡宮窪町大字宮窪1806 - 1
丸山栄一後援会	木下力	田中発	西宇和郡伊方町湊浦423 - 1
矢野越子を推薦する会	津田計男	矢野庄一	大洲市多田甲547の3番地

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第18条第 2 項の規定により、次の選挙について開票区を設ける。

平成16年 4 月23日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

1 開票区を設ける選挙

平成16年 5 月16日執行予定の西予市長選挙

2 開票区

市町村名	開票区名	区 域
西予市	明浜開票区	明浜第 1 投票区、明浜第 2 投票区、明浜第 3 投票区、明浜第 4 投票区、明浜第 5 投票区、明浜第 6 投票区
	宇和開票区	宇和第 1 投票区、宇和第 2 投票区、宇和第 3 投票区、宇和第 4 投票区、宇和第 5 投票区、宇和第 6 投票区、宇和第 7 投票区、宇和第 8 投票区、宇和第 9 投票区、宇和第 10 投票区
		野村第 1 投票区、野村第 2 投票区、野村第 3 投票区

西予市	西予市野村開票区	区、野村第4投票区、野村第5投票区、野村第6投票区、野村第7投票区、野村第8投票区、野村第9投票区、野村第10投票区、野村第11投票区、野村第12投票区、野村第13投票区、野村第14投票区、野村第15投票区、野村第16投票区、野村第17投票区、野村第18投票区、野村第19投票区
	西予市城川開票区	城川第1投票区、城川第2投票区、城川第3投票区、城川第4投票区、城川第5投票区、城川第6投票区、城川第7投票区、城川第8投票区、城川第9投票区、城川第10投票区、城川第11投票区、城川第12投票区
	西予市三瓶開票区	三瓶第1投票区、三瓶第2投票区、三瓶第3投票区、三瓶第4投票区、三瓶第5投票区、三瓶第6投票区、三瓶第7投票区、三瓶第8投票区、三瓶第9投票区、三瓶第10投票区、三瓶第11投票区

雑 報

○公示送達

住所不明(ただし、住民票の住所 愛媛県喜多郡内子町大瀬北 245 番地) 福本 朱美

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第 342 号)第 5 条第 5 項の規定により、平成16年 5 月12日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年 4 月23日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

平成16年 4 月13日付け裁決書

任 免 辞 令

○定年退職

平成16年 3 月31日定年退職

愛媛県事務吏員	秋 川 秀 美
同	河 野 勉
同	笠 崎 俊 典
同	篠 原 功
同	渡 邊 正 記
同	奥 田 昭 雄
同	鷓久森 征 克
同	近 藤 允 人
同	高 松 茂 樹
同	荒 山 明 重
同	西 坂 保 彦
同	相 原 和 人
同	野 本 俊 明
同	今 村 勝 久
同	鳶 田 隆 久
同	川 本 又 子
同	森 岡 和 子
同	田 井 聰

愛媛県技術吏員	土 居 志
同	市 川 淳 二
同	青 野 勇 夫
同	田 中 千 博
同	有 馬 義 幸
同	別 府 英 治
同	別 府 仁 一
同	真 木 強 男
同	平 山 嘉 男
同	丹 恒 行 昭
同	渡 部 忠 昭
同	石 川 秀 朗
同	高 橋 喜 男
同	大河内 順 一
同	林 弘 志
同	福 島 正 孝 義
同	渡 部 征 夫
同	松 本 健 夫
同	安 部 明 久
同	大 川 徹 也
同	佐 伯 博 久
同	加 藤 啓 二 朗
同	栗 田 惠 生 一
同	加 藤 洋 行 義
同	藤 本 捷 隆 生
同	神 野 橋 靖 繁
同	高 田 中 繁 捷
同	伊 藤 剛 男
同	和 田 福 稔
同	渡 部 智 清 繁
同	越 智 清 治 幸
同	八 木 正 勝 隆
同	池 川 大 澤 岡 隆 峻
同	大 松 服 藤 中 入 子
同	大 田 原 重 雄 則
同	沖 義 公 一
同	稲 荷 久 保 田 勲
同	久 保 田 多 吉 利
同	上 甲 北 勝 淳 子
同	大 清 水 石 静 子
同	白 石 浩 毅
愛媛県公立学校教員	村 上 浩 毅
技術主任	渡 邊 清 弘
同	渡 部 清 弘
同	堀 内 紀 明
主任業務員	川 上 靡 子
同	仲 神 啓 夫

同 宇都宮 祐 恒  
 同 今 村 栄 市  
 同 大 番 卓 雄

医監を命ずる  
 愛媛整肢療護園勤務を命ずる  
 池 谷 東 彦

○任免辞令

3月31日

愛媛県事務吏員 尾 崎 亨  
 同 好 岡 浩 二  
 愛媛県技術吏員 蒲 正 之

愛媛県公立学校長に任命する  
 愛媛県立医療技術大学長を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術大学教授を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学長を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学教授を命ずる  
 岡 部 喜代子

願により本職を免ずる  
 退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)  
 (各通)

愛媛県事務吏員 太 田 隆  
 同 大 政 晴 江  
 同 中 村 千鶴子  
 同 亀 元 吉 一  
 同 本 田 ツヤミ  
 愛媛県技術吏員 高 市 榮 子  
 同 碓 井 英 男  
 同 尾 形 雅 子  
 同 藤 淵 加奈子  
 同 石 原 香 織  
 同 平 山 義 治  
 同 松 尾 文 彦  
 愛媛県公立学校教員 上 杉 純 美  
 同 川 本 和 子  
 愛媛県公立学校助手 井 上 幸 子  
 同 大 牛 昭 代

愛媛県公立学校学部長に任命する  
 愛媛県立医療技術大学学部長を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術大学教授を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学教授を命ずる  
 鈴木 光 代

愛媛県公立学校教員に任命する  
 愛媛県立医療技術大学教授を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学教授を命ずる  
 沖 本 克 子

愛媛県公立学校教員に任命する  
 愛媛県立医療技術大学助教授を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学助教授を命ずる  
 西 田 佳 世

愛媛県公立学校教員に任命する  
 愛媛県立医療技術大学講師を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学講師を命ずる  
 関 谷 由香里

愛媛県公立学校教員に任命する  
 愛媛県立医療技術大学講師を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学講師を命ずる  
 眞 野 祥 子

愛媛県公立学校助手に任命する  
 愛媛県立医療技術大学助手を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学助手を命ずる  
 柴 珠 実

愛媛県公立学校助手に任命する  
 愛媛県立医療技術大学助手を命ずる  
 兼ねて愛媛県立医療技術短期大学助手を命ずる  
 石 川 秀 朗

愛媛県技術吏員に再任用する  
 研究職 1 級 (週32時間勤務) を命ずる  
 任期は平成17年 3月31日までとする  
 主任技師を命ずる  
 養鶏試験場勤務を命ずる  
 森 岡 和 子

愛媛県事務吏員に再任用する  
 行政職 3 級 (週32時間勤務) を命ずる  
 任期は平成17年 3月31日までとする  
 主任主事を命ずる  
 農業試験場勤務を命ずる  
 渡 部 清 弘

主任技術員 (自動車運転) (週32時間勤務) に再任用する  
 任期は平成17年 3月31日までとする  
 松山地方局勤務を命ずる

願により本職を免ずる (各通)  
 主任業務員 石 川 福 督  
 同 山 本 睦 博  
 同 池 内 富美子  
 同 大 谷 茂 子  
 同 須 賀 眞 二

願により職務を解く (各通)  
 4月1日  
 岡 本 敦

愛媛県技術吏員に任命する  
 行政職 9 級を命ずる  
 土木部河川港湾局砂防課長を命ずる  
 竹 林 誠

愛媛県事務吏員に任命する  
 行政職 4 級を命ずる  
 主査を命ずる  
 経済労働部産業支援局産業創出課勤務を命ずる  
 森 本 武 彦

愛媛県技術吏員に任命する  
 医療職 (一) 5 級を命ずる  
 医監を命ずる  
 愛媛整肢療護園副園長を命ずる  
 佐 野 のぞみ

愛媛県技術吏員に任命する  
 医療職 (一) 5 級を命ずる

野 本 俊 明 愛媛県事務吏員に再任用する 行政職 3 級（週32時間勤務）を命ずる 任期は平成17年 3 月31日までとする 主任主事を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	森 涼 奈 愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課勤務を命ずる 松 浦 祐 介
今 村 勝 愛媛県事務吏員に再任用する 行政職 3 級（週32時間勤務）を命ずる 任期は平成17年 3 月31日までとする 主任主事を命ずる 花き総合指導センター勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部生きがい推進局長寿介護課勤務を命ずる 山 内 珠 恵
堀 内 紀 明 主任技術員（自動車運転）（週32時間勤務）に再任用する 任期は平成17年 3 月31日までとする 八幡浜地方局勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 経済労働部管理局産業政策課勤務を命ずる 近 藤 恭 平
稲 荷 公 一 愛媛県技術吏員に再任用する 研究職 1 級（週32時間勤務）を命ずる 任期は平成17年 3 月31日までとする 主任技師を命ずる 衛生環境研究所勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部農業振興局農地整備課勤務を命ずる 真 鍋 恵
久保田 勲 愛媛県技術吏員に再任用する 行政職 3 級（週32時間勤務）を命ずる 任期は平成17年 3 月31日までとする 主任技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部農業振興局農産園芸課勤務を命ずる 山 下 仁 司
藤 岡 勇 貴 愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 総務部管理局総務管理課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 土木部管理局土木管理課勤務を命ずる 浅 井 洋 介
織 田 智 子 愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部管理局統計課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 土木部道路都市局道路維持課勤務を命ずる 安 部 恭 兵
本 田 雅 俊 愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部管理局情報政策課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 出納事務局会計課勤務を命ずる 青 野 礼
山 内 和 弥 愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 県民環境部県民協働局男女参画課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 村 上 直 弘
西 脇 大 介 愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 県民環境部環境局環境政策課勤務を命ずる	愛媛県事務吏員に任命する 行政職 2 級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 山 本 真 一 朗

主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	笠 崎 隆 史	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	烏 谷 茂 樹
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	西 村 泰 史	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	白 石 龍 治
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	佐 川 亜 香 里	愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	岡 崎 健
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	櫛 部 秀 太	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 土木部河川港湾局河川課勤務を命ずる	近 平 卓 哉
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	菊 池 瞳	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局道路建設課勤務を命ずる	越 智 正
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	鈴 木 恵 理	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局都市整備課勤務を命ずる	赤 木 欽 次
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	野 上 あゆみ	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局建築住宅課勤務を命ずる	松 本 啓 文
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	二 宮 香	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる	浦 元 明
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	保 積 佑 紀	愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 紙産業研究センター勤務を命ずる	宮 岡 由 香 里
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	中 矢 多 衣 子	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(三)2級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	中 井 麻 記 子
愛媛県事務吏員に任命する 行政職2級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	是 澤 知 佳	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる	

今治地方局勤務を命ずる	山 口 真 美	医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	井 戸 浩 之
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	高 岡 健太郎	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	森 充 史
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	柿 内 実	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	鈴 木 麻有香
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	河 本 紘 志	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	黒 河 雅 之
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	池 田 達 彦	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	渡 部 由紀子
愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	高 見 文 人	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	谷 本 宏 行
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 松山地方局勤務を命ずる	武 田 雅 俊	愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	大 西 智 子
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 中央児童相談所勤務を命ずる	光 田 真優子	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 食肉衛生検査センター勤務を命ずる	城 戸 英
愛媛県技術吏員に任命する 行政職2級を命ずる 技師を命ずる 中央児童相談所勤務を命ずる	市 川 高 子	愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 畜産試験場勤務を命ずる	岸 本 勇 気
愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 衛生環境研究所勤務を命ずる	芝 和 代	愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 畜産試験場勤務を命ずる	大 西 美知代
愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 衛生環境研究所勤務を命ずる	栗 原 佳 子	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	
愛媛県技術吏員に任命する			

越 智 真結子

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職(二)2級を命ずる  
技師を命ずる  
宇和島地方局勤務を命ずる

中 河 三千代

愛媛県技術吏員に任命する  
行政職2級を命ずる  
技師を命ずる  
宇和島地方局勤務を命ずる

宮 下 裕 司

愛媛県技術吏員に任命する  
行政職2級を命ずる  
技師を命ずる  
宇和島地方局勤務を命ずる

松 田 幸 樹

愛媛県技術吏員に任命する  
行政職2級を命ずる  
技師を命ずる  
宇和島地方局勤務を命ずる

片 岡 奈 央

愛媛県技術吏員に任命する  
行政職2級を命ずる  
技師を命ずる  
南予児童相談所勤務を命ずる

曾 根 謙 一

愛媛県技術吏員に任命する  
研究職1級を命ずる  
研究員を命ずる  
水産試験場勤務を命ずる  
4月3日

左 官 正 雄

愛媛県事務吏員に任命する  
行政職8級を命ずる  
県民環境部管理局消防防災安全課危機管理室危機管理監を命ずる

○公営企業任免辞令

平成16年 3月31日定年退職

愛媛県技術吏員 松 本 富士一  
同 乗 松 芳 信  
同 森 巍  
同 一 色 正義  
同 檜 垣 勝 彦  
同 池 内 洋 子  
同 尾 崎 久 代  
同 橘 洋 子  
同 眞 鍋 綾 子  
技術主任 中 井 靖  
同 山 吹 明

愛媛県事務吏員 高 山 典 明  
愛媛県技術吏員 濱 田 範 子  
同 木 花 敏 雅  
同 稗 田 雅 司  
同 清 水 智 恵 子  
同 齋 藤 博 之  
同 渡 辺 範 子  
同 山 下 真 由 美  
同 入 江 秀 子  
同 田 井 野 佳 奈  
同 渡 部 志 麻  
同 中 村 美 奈 子  
同 本 多 恵 美 子  
同 越 智 元 子  
同 竹 田 桂  
同 花 岡 容 子  
同 山 本 晃 子  
同 石 川 紀 子  
同 中 野 千 春  
同 津 野 智 子  
同 鹿 田 郁 江  
同 新 田 千 明  
同 北 川 真 理 子  
同 大 塚 由 美  
同 加 川 俊 明  
同 白 石 節 子  
同 林 智 津 恵  
同 砂 野 美 穂 子  
同 越 智 美 奈 子  
同 西 坂 操  
同 長 野 明 日 子  
同 松 本 洋 子  
同 清 水 亜 紀  
同 山 本 千 晶  
同 松 田 優 子  
同 山 内 薫  
同 高 岡 真 由 美  
同 末 廣 和 長  
同 山 中 研 二  
同 杉 原 聡  
同 丸 山 純  
同 石 川 結 花  
同 森 分 一 二 三  
同 吉 川 明 美  
同 田 部 紅  
同 石 川 政 美  
同 重 信 志 保  
同 藤 田 玲 子  
同 石 岡 恵 梨 香  
同 三 好 和 生  
同 飛 田 文  
同 田 川 雅 彦  
同 加 納 幸 子

○公営企業任免辞令

3月31日



同 児 玉 弥 生  
 同 山 口 香 恵  
 同 田 中 香 織  
 同 松 本 法 子  
 同 坂 東 康 生  
 同 藤 原 次 雄  
 同 大和田 威  
 同 岡 宮 史 武  
 同 佐々木 佐智子  
 同 成 川 き よ  
 同 清 家 三知子  
 同 善 家 由美子  
 同 富 田 節 子  
 同 薬師寺 容 子  
 同 山 本 恵 子  
 同 桑 原 大 志  
 同 中 村 久 江  
 同 星 川 弥 生  
 同 伊 東 君 代  
 同 近 藤 政 子  
 同 近 藤 節 子  
 同 岡 部 尚 子  
 同 松 木 世緒子  
 同 續 木 美 紀  
 同 鈴 木 真 弓  
 同 近 藤 真知子  
 同 榎 原 千 秋  
 同 近 藤 トシ子  
 同 近 藤 麻 起  
 同 野 平 知 恵  
 同 青 木 しのぶ  
 同 橋 本 いずみ  
 同 大 野 陽 子

願により本職を免ずる（各通）

愛媛県技術吏員 高 岡 明 彦  
 同 中 川 博 道

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第7条の4第4項）（各通）

愛媛県技術吏員 井 上 征 雄  
 同 牛 越 賢治郎  
 同 小 林 瑞  
 同 山 中 正 康  
 同 橋 田 英 俊  
 同 岡 明 博  
 同 原 田 安 哉  
 同 花 岡 雅 也  
 同 宮 岡 みずほ  
 同 山 本 美賀子

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）（各通）

愛媛県技術吏員 田 中 宏 明

願により本職を免ずる  
 退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例附則第36項）

主任業務員 菊 地 未 美

願により職務を解く

○公営企業任免辞令

4月1日

西 村 誠 明

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）5級を命ずる

医監を命ずる

県立中央病院内科部長を命ずる

野 中 卓

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）4級を命ずる

医監を命ずる

県立今治病院内科部長を命ずる

竹 林 芳 信

名 護 可 容

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）3級を命ずる

県立中央病院産婦人科部長を命ずる（各通）

中 村 誠 治

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）3級を命ずる

県立中央病院放射線科部長を命ずる

石 崎 雅 浩

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）3級を命ずる

県立三島病院外科部長を命ずる

宮 本 安 尚

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

県立中央病院内科医長を命ずる

鷹 村 和 人

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

県立中央病院外科医長を命ずる

矢 野 直 樹

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

県立中央病院産婦人科医長を命ずる

本 宮 数 浩

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

県立中央病院眼科医長を命ずる

竹 口 崇

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

県立中央病院放射線科医長を命ずる

石 戸 谷 浩

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院心臓血管外科医長を命ずる	中 村 真 胤	（同） （同） （同） （同）	池 田 琴 美 青 木 嘉 代 吉 田 千 華 宮 岡 大 輔
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立今治病院内科医長を命ずる	大 島 清 孝	（県立今治病院） （同） （同） （同）	佐々木 順 子 山 元 美 砂 子 西 森 志 穂 松 林 真 里 子
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立三島病院内科医長を命ずる	三 根 生 和 明	（県立三島病院） （県立南宇和病院） （県立新居浜病院） （同） （同）	中 佐 貴 恵 堀 田 葉 子 松 浦 る み 西 岡 純 恵 佐々木 麗 子
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立新居浜病院内科医長を命ずる	吉 岡 真 二	愛媛県技術吏員に任命する 医療職（三）2級を命ずる 技師を命ずる （頭書）勤務を命ずる（各通）	檜 垣 勝 彦
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立新居浜病院放射線科医長を命ずる	久 岡 園 花	愛媛県技術吏員に再任用する 医療職（二）2級（週24時間勤務）を命ずる 任期は平成17年3月31日までとする 主任技師を命ずる 県立今治病院勤務を命ずる	
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院放射線科副医長を命ずる	日 比 野 成 俊	（県立中央病院） （県立北宇和病院）	中 井 靖 山 吹 明
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院心臓血管外科副医長を命ずる	長 野 恵 子	主任技術員（週32時間勤務）に再任用する 任期は平成17年3月31日までとする （頭書）勤務を命ずる（各通）	
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立三島病院小児科副医長を命ずる （県立今治病院） （県立南宇和病院）	平 田 勝 豪 西 脇 幹 雄		
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）1級を命ずる 技師を命ずる （頭書）勤務を命ずる（各通）	橘 貴 寛		
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（二）2級を命ずる 技師を命ずる 県立南宇和病院勤務を命ずる （県立中央病院） （県立今治病院）	濱 田 覚 久 枝 正 実		
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（二）1級を命ずる 技師を命ずる （頭書）勤務を命ずる（各通） （県立中央病院） （同） （同） （同） （同）	三 原 奈 緒 美 尾 崎 裕 美 畠 山 み ゆ き 石 丸 絵 理 増 本 真 規		